

島田市パブリック・コメント制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリック・コメント制度に関して必要な事項を定め、市の政策形成過程において市民等が意見を述べる機会を提供するとともに、市民等に対する説明責任を果たすことにより、市民との協働による市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) パブリック・コメント制度 市の基本的な政策の策定又は改定及び条例の制定又は改廃に当たり、案の段階でその趣旨、目的、内容等を広く市民等に明らかにし、市民等から意見及び情報(以下「意見等」という。)を求め、その提出された意見等に対する市の考え方を公表するとともに、提出された意見等を考慮し実施機関の意思決定を行う一連の手続をいう。

(2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(3) 市民等 次に掲げるものをいう。

ア 市内に居住し、通勤し、又は通学する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体

ウ ア及びイに掲げるもののほか、パブリック・コメント制度に係る事案に利害関係を有するもの

(対象)

第3条 パブリック・コメント制度は、次に掲げる政策等の策定(改定の場合を含む。以下同じ。)について実施するものとする。

(1) 総合計画等市の基本的政策を定める計画、個別行政分野において市民生活に影響を与える施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画

(2) 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例(市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃に係る基本となる方針

(3) 市の基本的な制度を定める条例又は市民生活若しくは事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃に係る基本となる方針

(4) 市民等の公共の用に供される施設の建設に係る基本的な計画

(5) 前各号に掲げるもののほか、策定しようとする政策等の趣旨、市民生活又は事業活動への影響等を勘案して、パブリック・コメント制度を実施することが適当であると市長が認めるもの

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリック・コメント制度を実施しないことができる。

(1) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽易なものである場合

(2) 法令の定めるところにより当然必要とする条例を改廃する場合

- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による附属機関又はこれに準ずる機関が、次条から第9条までの規定に準ずる手続を経て策定した報告又は答申等に基づき実施機関が策定するものである場合
- (4) 地方自治法第74条第1項の規定による直接請求により議会に提出するものである場合
- (5) 意見聴取の手続等が法令、条例又は規則により定められている場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、この要綱に定める手続を行うことが、その手続きに要する時間、費用等から考慮して、明らかに合理性を欠くと認められる場合（政策等の案の公表）

第5条 実施機関は、政策等の策定をしようとするときは、当該政策等の策定の意思決定前に相当の期間を設けて、政策等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、次に掲げる資料を併せて公表するものとする。

- (1) 政策等の案を作成した趣旨及び目的
- (2) 政策等の案を立案する際に整理した実施機関の考え方及び論点
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民等が当該政策等の案を理解するために必要な資料

（公表方法）

第6条 前条の規定による公表は、市の広報及びホームページへの掲載、実施機関が指定する場所での閲覧及び資料の配布等市民が容易に入手できる方法により行うものとする。

（意見等の提出期間）

第7条 実施機関は、第5条の規定により政策等の案を公表した日から起算して30日以上の期間を設けて、意見等を求めるものとする。この場合において、実施機関は、公表の際に、当該意見等の提出期間を明示するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、その理由を公表した上で、意見等の提出期間を30日未満とすることができる。

（意見等の提出方法）

第8条 意見等の提出は、次の各号に掲げるいずれかの方法によるものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が適当と認める方法

2 意見等を提出しようとする市民等は、住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）を明らかにしなければならない。

（意思決定に当たっての意見等の考慮）

第9条 実施機関は、前2条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の策定の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、政策等の策定の意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要

及び提出された意見等に対する実施機関の考え方並びに政策等の案を修正したときはその修正内容を公表しなければならない。ただし、島田市情報公開条例（平成17年島田市条例第15号）第7条に規定する不開示情報に該当するものは除くものとする。

3 実施機関は、提出された意見等に対する個別の回答は行わないものとし、提出された意見等のうち類似の意見等及びこれに対する市の考え方をまとめて公表するものとする。

4 第6条の規定は、第2項の規定による公表の方法について準用する。

（一覧表の作成等）

第10条 市長は、パブリック・コメント制度による手続を行っている政策等の一覧表を作成し、市長が別に定める場所及び市のホームページへの公開等により、市民等に情報を提供するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示は、施行の日以後に実施機関が策定する政策等について適用し、施行の際既に立案過程にある政策等については、この告示の規定は適用しない。ただし、実施機関において必要があると認めるときは、この告示の規定に準じた手続を実施するものとする。